

リフォーム工事の発注者の皆様へ あんしんリフォーム工事瑕疵保険 概要説明書

この「あんしんリフォーム工事瑕疵保険 概要説明書」は、あんしんリフォーム工事瑕疵保険の内容をご理解いただくために、リフォーム工事の発注者の皆様に関わる特に重要な事項をわかりやすく説明したものですので、必ずお読みいただきますようお願い致します。

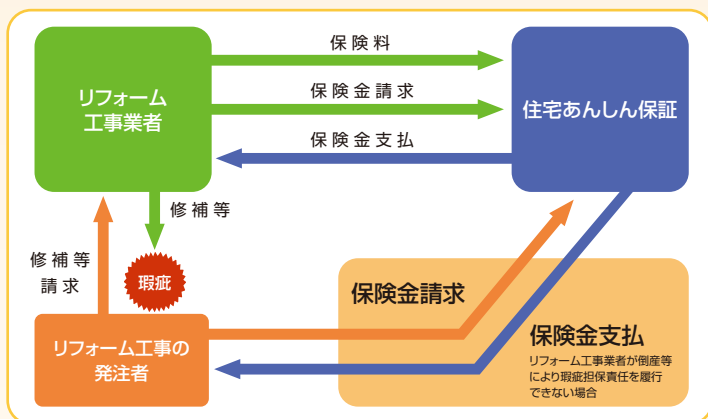
なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、リフォーム工事業者、住宅あんしん保証または取次店までお問い合わせください。

1 保険のしくみ

この保険は、リフォーム工事を請け負い施工したリフォーム工事業者が、リフォーム工事実施部分の瑕疵により、リフォーム工事の発注者に対して住宅あんしん保証所定の標準保証書に基づき負担する民法上の瑕疵担保責任を確実に履行するために、リフォーム工事業者が加入する保険です。

万が一、リフォーム工事業者の倒産等により、瑕疵の修補等が行われない場合には、リフォーム工事の発注者に直接保険金が支払われます。



2 保険金をお支払いする主な場合

リフォーム工事実施部分の瑕疵に起因して、「5 保険期間 (保険のご契約期間)」の表中の左欄①～③の事由が発生した場合に、保険金をお支払いします。

3 お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

- ① 修補費用・損害賠償保険金
瑕疵を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用
- ② 事故調査費用保険金
修補が必要な範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- ③ 仮住まい費用保険金
リフォーム工事を実施した住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた場合の宿泊、住居賃借または転居費用

なお、上記の他に、求償権保全費用保険金があります。

4 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 地震や台風、暴風雨等の自然変象による損害
(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- ② 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事による損害
- ③ 虫食い・ねずみ食いや瑕疵によらない自然の消耗・摩滅等による損害
- ④ 著しい不適正使用、不適切な維持管理による損害
- ⑤ リフォーム工事に伴い設置、更新または修繕された当該機器、器具、または設備自体の不具合
(ただし、リフォーム工事の瑕疵に起因して発生した不具合を除きます。)
- ⑥ リフォーム工事における建材または内外装の色、柄または色調の選択の誤りによる損害
- ⑦ 住宅あんしん保証所定の標準保証書の規定を超える約定によって定められた瑕疵担保責任に対する損害

なお、上記の他にも保険金をお支払いできない場合がありますので、詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

5 保険期間 (保険のご契約期間)

保険責任は、リフォーム工事の完了日から始まります。保険期間は、以下の事由により、それぞれ次の期間となります。なお、リフォーム工事の完了日は、リフォーム工事の発注者に、全てのリフォーム工事が完了したことを確認した書面として「工事完了確認書」に署名等をしたうえで提出いただくことにより、日付を確定します。

① リフォーム工事実施部分のうち、構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合	5年間 [*]
② リフォーム工事実施部分のうち、雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合	5年間 [*]
③ 上記①、②以外のリフォーム工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間

^{*}ただし、その原因が③による場合は1年間となります。

6 支払限度額および免責金額(リフォーム工事の発注者の自己負担額)

(1)支払限度額

1 契約当たりの限度額	下記のチェック欄に「○」がついている金額となります。
事故調査費用	1回の事故につき、瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または50万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。
仮住まい費用	1回の事故につき、50万円を限度に、実額をお支払いします。

★リフォーム工事業者の皆様へ

この保険契約のリフォーム工事の区分および支払限度額について、該当するチェック欄に「○」をつけてリフォーム工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	リフォーム工事の区分	チェック欄	支払限度額	チェック欄	支払限度額
	一般リフォーム工事		100万円		600万円
	認定品質リフォーム工事		200万円		700万円
			300万円		800万円
			400万円		900万円
			500万円		1,000万円

※ 施工中検査が不要で、かつ請負金額が300万円以下の認定品質リフォーム工事の場合は、請負金額にかかわらず、支払限度額は100万円となります。

(2)免責金額

この保険では、1事故あたり10万円の免責金額を設定しています。

※保険金の直接請求の場合、免責金額についてはリフォーム工事の発注者の自己負担となります。

7 「増築工事に関する特約条項」を付帯する場合

★リフォーム工事業者の皆様へ

「増築工事に関する特約条項」の付帯の有無について該当するチェック欄に「○」をつけてリフォーム工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	特約の付帯の有無
	有
	無

(1)保険金をお支払いする主な場合

増築工事実施部分の瑕疵に起因して、増築工事またはリフォーム工事実施部分のうち、構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合または雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合

(2)保険期間

増築工事実施部分の保険期間は、増築工事を含む全てのリフォーム工事の完了日から10年間となります。

(3)支払限度額

増築工事実施部分の支払限度額は、2,000万円となります。

8 支払われる保険金の計算式

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を、保険金としてお支払いします。

(修補費用・損害賠償保険金-10万円) + ●事故調査費用保険金 ●仮住まい費用保険金 ●求償権保全費用保険金

※発注者が宅地建物取引業者である場合には、「修補費用・損害賠償保険金-10万円」の額に縮小てん補割合80%を乗じて算出します。

保険金の例

●排水工事における配管の工事を行った部分の水漏れ事故により、

修補費用:210万円 事故調査費用:15万円 仮住まい費用:10万円の損害が発生した場合

210万円 - 10万円 + 15万円 + 10万円 = 225万円
(修補費用・損害賠償保険金) (免責金額) (事故調査費用保険金) (仮住まい費用保険金)

【お問い合わせ先】

この保険に関する一般的なお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅あんしん保証または取次店にご連絡ください。

株式会社住宅あんしん保証

〔一般的なお問い合わせ・ご相談〕

電話番号:03-3562-8122 (受付時間:月~金 9:00~17:30)

〔お客様相談室〕

電話番号:03-6824-9095 (受付時間:月~金 9:00~17:30)

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号:03-3562-8121 (受付時間:月~金 9:00~17:30)

休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日・祝 9:30~17:30)



取次店(お問い合わせ先)